

博士課程を修了されたみなさまへ

平成25年4月1日に学位規則が改正され、以降に授与された

博士論文は原則的にインターネット公開が行われます。

やむを得ない事由「特許取得、雑誌投稿、出版、秘匿事情」がある場合は、要約を公開し、その後「やむを得ない事由」が無くなった時に全文を公開しなくてはなりません。（※平成24年度までは公開は任意です。）

[国内博士論文の収集について（国立国会図書館）](#)

⌘ Web公開のためにしていただきたいこと

1. 全文公開が可能な場合

「主査の署名入り許諾書」「提出原稿(①要旨 ②全文)の電子ファイル (Wordファイルなど)」を各1部、「全文の印刷原稿」を2部、教務1課に提出してください。

- ・許諾書には主査の署名が必要です。
- ・本文と画像が別のファイルでも構いません
- ・「CD-ROM」「DVD」「USB」などの媒体での提出をお願いします。

→印刷原稿の1部は、製本後図書館5Fに所蔵し利用させていただきます。

2. 「やむを得ない事由」(学位規程 [\(論文の公表\)第15条](#))により、全文公開に代えて全文内容を要約したものを公開する場合

「主査の署名入り許諾書」「提出原稿(①要旨 ②要約)の電子ファイル (Wordファイルなど)」を各1部、「全文の印刷原稿」を2部、教務1課に提出してください。

- ・許諾書には主査の署名が必要です。
- ・本文と画像が別のファイルでも構いません
- ・「CD-ROM」「DVD」「USB」などの媒体での提出をお願いします。

→印刷原稿の1部は製本後図書館にて保管し、論文利用申込書の提出を受け、閲覧のみ供します。

※「やむを得ない事由」が無くなった時に全文を公開しなくてはなりません。
その時は教務1課に連絡後、全文原稿の電子ファイル (Wordファイルなどの原稿) を提出してください。公開後製本した論文は5Fに所蔵し利用させていただきます。

※提出いただいた媒体は返却できませんのでご了承ください。

⌘ 公開方法

酪農学園大学附属図書館にて「[酪農学園大学 学術コレクション CLOVER](#)」からインターネットを通じて公開します。

公開された論文は、[CiNii](#)や[Google](#)で検索できるようになり、広く利用されるようになります。その結果、みなさんの論文は引用される可能性が高まります。

⌘ 公開の保留

特許取得の関係や出版予定など「やむを得ない事由」が無くなった時には、全文を公開しなくてはなりません。

⌘ 著作権について

みなさんには、酪農学園大学が論文を公開するために、下記の著作権の一部について許諾していただくことになります。

1. 論文を電子データとして複製すること……複製権
2. 酪農学園大学機関リポジトリに登録すること…公衆送信権
3. 論文をインターネットを介して無償にて一般公開すること…公衆送信権

博士論文のCLOVERへの登録Q&A

Q. 許諾書の提出は何故ですか？

A. 許諾書は電子的公開に関して論文執筆者として同意いただくものです。主査から同意を得た上で提出ください。本審査の終了後に教務課担当者が配付します。また「[酪農学園大学 学術コレクション CLOVER](#)」よりダウンロードができます。

Q. 登録に必要なものを教えてください。

A「許諾書」と内容が確定された最終論文の電子ファイルを提出してください。

Q. 学位論文を提供することは、著作権を譲渡することですか？

A. 学位論文の著作権は著者が保持します。酪農学園大学がリポジトリによって電子的に公開することを許諾いただくことになります。

Q. 特許申請のためすぐに公開できません。どうしたらいいですか？

A. 日本の特許制度では、特許出願より前に公開された発明は原則として特許を受けることができませんのでご注意ください。登録出願まで一定期間非公開にする

こともできますので、許諾書提出の際に公開ご希望の期日を記載してください。
参考までに下記の内容もご確認ください。

- ・「[特許を出願するときに注意することは何ですか？](#)」
- ・「[発明の出願前における留意事項](#)」
- ・「[発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について](#)」

Q. 出版済(出版予定)のものを学位論文として提出するのですが、出版社の著作権が心配です。

A. 雑誌論文の場合、多くの出版元がリポジトリ登録を認めてはいますが、図書館で出版元の規定を調べてご連絡することはできます。

Q. 他人の著作物を引用するときの注意点を教えてください。また、出所の明示はどのようにすればよいのですか？

A. 引用とは、例えば論文執筆の際、自説を補強するため、他人の論文の一部をひいてきたりするなどして、自分の著作物の中に他人の著作物を利用することをいい、この場合、著作権者の許諾なしにその著作物を利用することができますが、「引用」といえるためには、「引用の目的上正当な範囲内」で行われるものであり、また、引用される部分が「従」で自ら作成する著作物が「主」であるように内容的な主従関係がなければなりません。さらに、かぎ括弧を付けるなどして引用文であることが明確に区分される必要があります。

なお、引用の際の出所の明示の仕方ですが、引用部分を明確にした上で、その後に誰のどの著作物であるかを表示するなど、少なくとも引用された著作物の題号や著作者名が明らかに分かるような表示が必要です。

博士学位論文を「[酪農学園大学機関リポジトリ](#)」に公開すると、インターネットを通じ世界中から容易にアクセスができます。そのため他の研究者に読まれる可能性が高まると同時に、研究者以外の市民にも広く目にとまることも考慮する必要があります。インターネットで論文を公開するにあたり留意する事項は、日本学術会議や関係学会、研究機関が定めた規程等を参照するとともに指導教員とよく相談してください。

- 「学位論文の提出」に関する問い合わせ先
酪農学園大学教育センター教務1課 電話: 011-388-4125)
E-mail: rg-kyoum@rakuno.ac.jp
- 「学術コレクション CLOVER」に関する問い合わせ先
酪農学園大学附属図書館 電話: 011-388-4141(内線2470)
E-mail: rg-tosho@rakuno.ac.jp